

事業系ごみ処理 ガイドブック

目次

■ 事業系ごみとは	P 1
■ 飛騨市の事業系可燃ごみの現状について	P 2
■ 廃棄物の分類について	P 3
■ 産業廃棄物の分類と処理について	P 4～5
■ 産業廃棄物の処理方法について	P 6～7
■ 事業系一般廃棄物の分類と処理について	P 8
■ 事業系一般廃棄物の処理方法について	P 9～10
■ ごみ減量化へ向けた取り組みについて	P 11～12
■ ごみの減量化と3Rの推進について	P 13
■ 禁止事項について	P 14

■ はじめに

事業者の皆さま、日々の事業活動から発生する「ごみ」について、どのような認識をおもちでしょうか。

事業活動から発生する「ごみ」は、家庭から出るごみとは異なり、「事業系ごみ」として区分されています。事業者はこれをしっかりと理解したうえで、ごみを適正に処理しなければなりません。こうしたルールを知らないままでは法律に違反してしまうかもしれません。

このガイドブックは、市内事業者の皆さまに事業系ご

みの適正な処理について知っていただくために作成しました。

各事業所においては、日頃からごみの発生抑制、減量化、リサイクルにご協力いただいておりますが、より一層の取り組みへの一助となるよう、本書をご活用いただき、飛騨市が進める循環型社会の実現および、ゼロカーボンシティへの目標達成のために皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

◆ 事業系ごみとは？



事業活動により発生したごみを「**事業系ごみ**」と呼んでいます。

■ 事業活動とは

オフィス、商店、飲食店及び工場その他の営利を目的とする活動だけでなく、官公庁等の公共サービス、寺社、福祉事業、農業など、あらゆる事業活動が含まれます。また、個人営業、店舗併用住宅の店舗部分をも含みます。したがって、法人であるか、個人経営であるか、また、規模の大小は問いません。

◆ 事業者の責務について



事業系ごみの処理については、排出した事業者には責任があります！！

事業系ごみの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、事業者の責務を果たし、適正に処理等を行わなければなりません。

- 1 事業活動に伴う廃棄物について、自らの責任において適正に処理をすること
- 2 ごみの発生抑制、再使用、再生利用等を促進することにより、廃棄物の減量を図ること
- 3 ごみの減量、適正処理等について、国や市等の施策に協力すること

廃棄物の処理 及び清掃に関する法律

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

飛騨市廃棄物の 処理及び清掃に関する条例

（協力義務）

第3条 2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

3 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。）は、廃棄物の排出を抑制し、その土地又は建物内の一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。）のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、前条第1項に定める一般廃棄物処理計画に従うとともに、規則で定める方法により、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し協力しなければならない。

◆ 飛騨市の事業系可燃ごみの現状について



令和6年度、飛騨市クリーンセンターに搬入された可燃ごみの総量は4,934.5tでした。その内、事業者の皆さまが排出した事業系可燃ごみは1,161.6tであり、全体の23.5%でした。

下のグラフをご覧ください。飛騨市クリーンセンターに搬入された家庭系可燃ごみの総量は、人口の減少とともに、年々減少しており、平成25年度が4,605.6t、令和6年度が3,772.9tであり、約18%減少しています。一方、事業系可燃ごみの量は平成25年度が1,343.2t、令和6年度が1,161.6tであり、増減を繰り返しながらも、減少率は平成25年度比約13.5%の減少にとどまり、令和3年度からはほぼ横ばいとなっています。

現在飛騨市では、環境保全への取組みと、焼却施設の負荷軽減のために、可燃ごみ減量化を進めています。

焼却するごみが減ることで、焼却時に排出される温室効果ガスを削減したり、埋め立てるしかない焼却灰を減らすことにつながり、環境への負荷を減らすことにつながります。

搬入される可燃ごみの中には、資源として再利用できるものが多く含まれていると想定されるため、分別して資源化することで、持続可能な社会の実現につながります。

また、飛騨市クリーンセンターは、毎年焼却炉の修繕を繰り返しながら運用しています。焼却ごみが減ることで、焼却施設の負担軽減につながり、少しでも

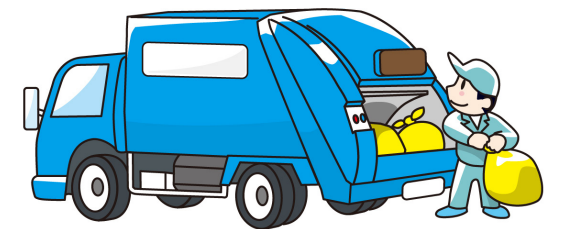
長く、現在の施設を利用できることにつながります。そのため、事業者の皆さまにも、資源ごみの分別と可燃ごみを減らす取り組みにご協力をお願いいたします。

市民の皆さまにも、家庭から出るごみの分別、リサイクルへの協力をお願いしているところです。

このように、市民、事業者、飛騨市が、各々の役割と責任を十分に認識するとともに連携・協力し、自主的・主体的にごみ減量化への取り組みを進めることが循環型社会の形成のために必要です。

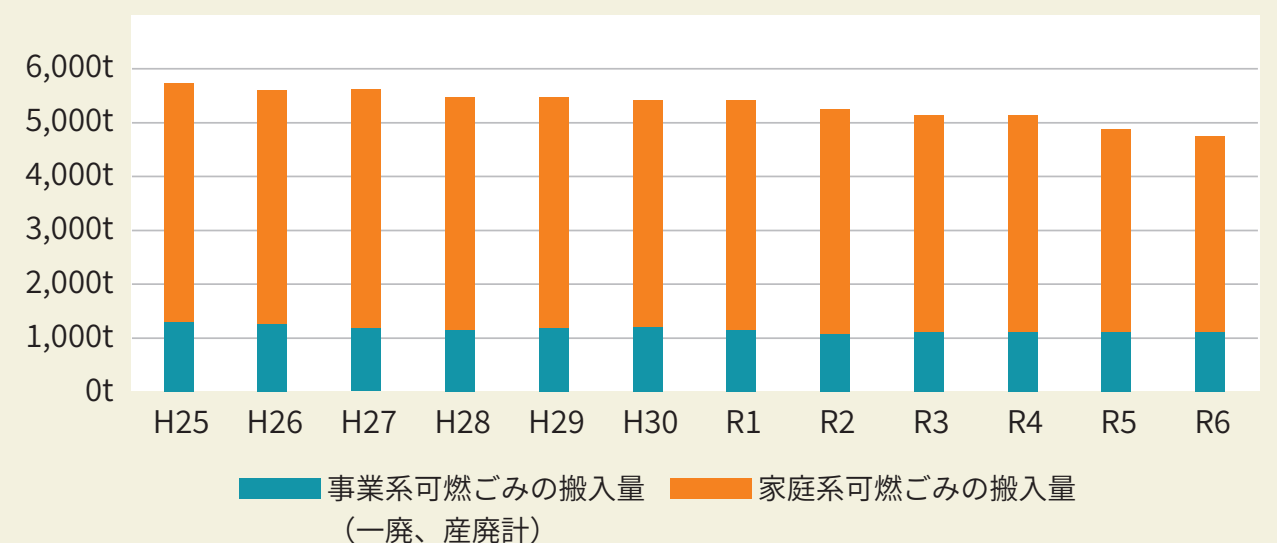
ごみの減量化は、皆さま一人一人にごみ減量化への意識をもっていただき、行動に移していただくことから始まります。

今後も、事業系ごみの減量・資源化にご協力をお願いするとともに、事業者としての責務を再度認識していただき、ごみ減量化の取組みのための参考資料として、このガイドブックをぜひご活用いただきたくお願いいたします。



■ 家庭系可燃ごみの搬入量と事業系可燃ごみの搬入量比較グラフ

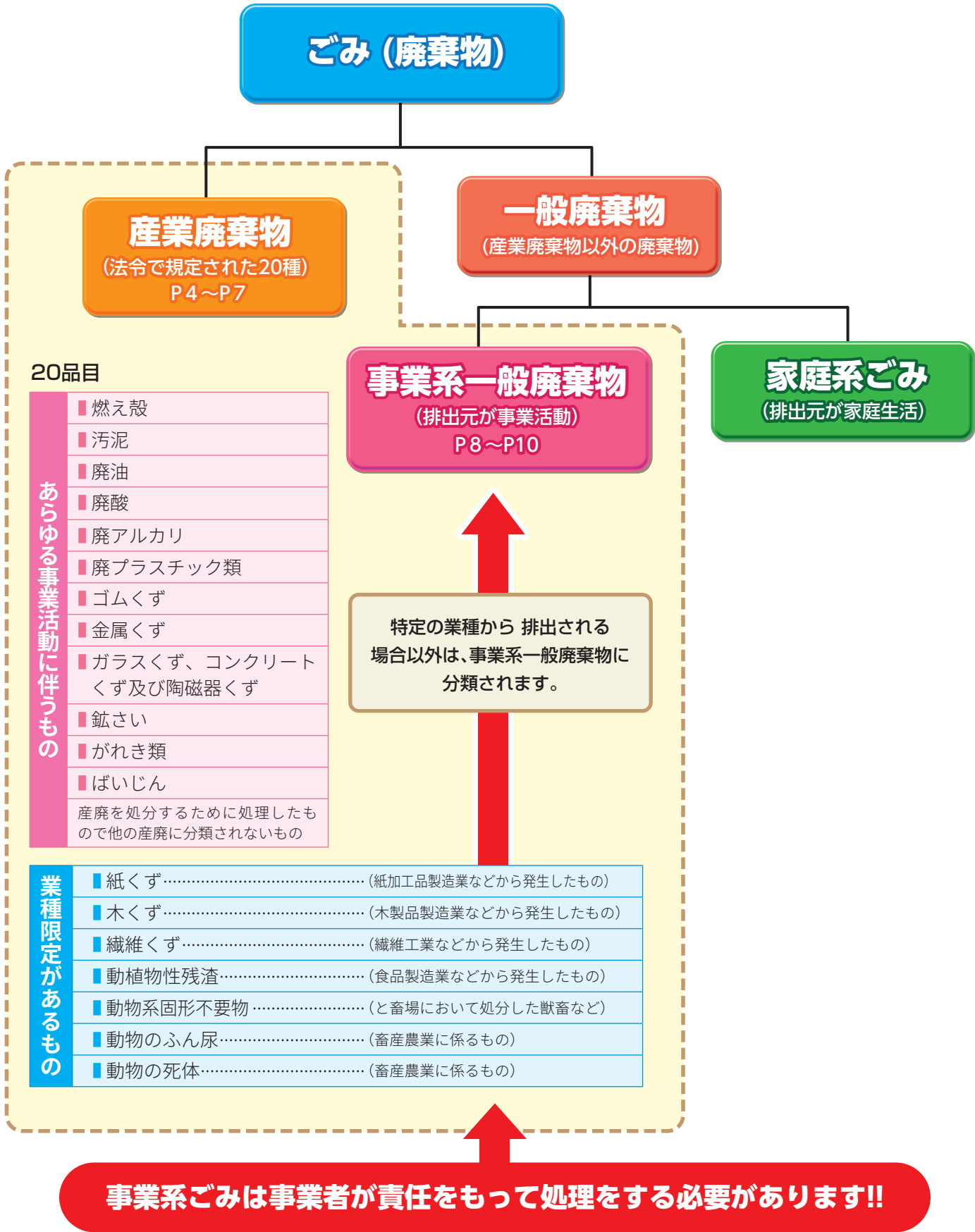
可燃ごみの搬入量の推移



◆ 廃棄物の分類について



ごみ（廃棄物）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類の「産業廃棄物」と、それ以外の「一般廃棄物」に分類されます。それぞれ決められた方法で廃棄物を処理する必要があります。



◆ 産業廃棄物の分類と処理について



産業廃棄物は20種類に分類されています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条)

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、コークス灰
	2 汚泥	排水処理工程、各種製造工程等から排出される泥状のもの 有機性:製紙スラッジ、下水道汚泥、活性汚泥法による余剰汚泥 無機性:建設汚泥
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、タールピッチ
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての廃酸廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、 固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず
	9 ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず、レンガくず、瓦くず、廃石膏ボード、 製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキ ングブロックくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず
	10 鉱さい	高炉・電気炉等の残渣、キューポラのノロ、石炭坑等のボタ、鋳物廃砂
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト 破片、その他各種の廃材の混合物を含む。
	12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥等の焼却施設において発生 するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
業種限定があるもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ 製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業か ら生ずる紙くず
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、 木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業か ら生ずる木材片、おがくず、バーク類貨物の流通のために使用したパレット等 （H19年度改正で追加）
	15 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、 衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の 天然繊維くず
	16 動植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、 発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る 固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業に係る牛、豚、鶏等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業に係る牛、豚、鶏等の死体
	20 上記のものを処分するために処理したもので、 上記に該当しないもの（13号廃棄物）	コンクリート固型化物

◆ 特定管理産業廃棄物



産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある 性状を有するものを言います。

(引火性) 廃油		燃焼しやすい廃油（揮発油類、灯油類、軽油類、概ね引火点が70度未満の廃油）
(腐食性) 廃酸		水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸
(腐食性) 廃アルカリ		水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物		医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等 PCB 汚染物	廃 PCB を含む廃油、PCB が塗布された紙くず、木くず、繊維くず、PCB が封入されたまたは付着した金属くず等
	PCB 処理物	廃 PCB 等または PCB 汚染物を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等
	その他の有害産業廃棄物等	・水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン又はその化合物を基準値以上含んでいる汚泥、銹さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど。 ※銹さい以外は政令別表に掲げる施設から排出されたもの・ダイオキシン類を基準値以上含んだばいじん、燃え殻、汚泥など。

Ⅰ 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物に関する事務の所管は岐阜県になります。

県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理してください。
また、産業廃棄物の収集運搬には、品目ごとの許可が必要となります。
収集運搬を委託する場合は、排出する廃棄物の収集運搬の許可を有していることを確認しましょう。

問い合わせ先

- 産業廃棄物の処理について
飛騨県事務所環境課 ☎0577-33-1111（代表）
- 県知事の許可を受けている、収集運搬業者、処分業者等について
岐阜県廃棄物対策課 HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3670.html>



◆ 産業廃棄物の処理方法について



産業廃棄物の処理については、①自ら運搬して産業廃棄物処分業者に持ち込み処分を委託するか、
②産業廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、処分業者に引き渡すことになります。



Ⅰ 産業廃棄物処理の運搬表示

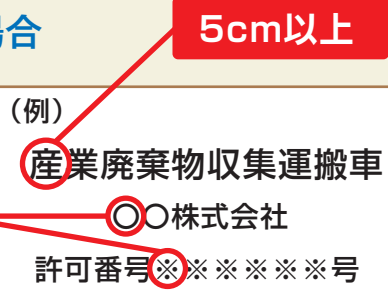
産業廃棄物を運搬する場合は、その車両の両側面に鮮明かつ見やすいように次の表示を行う必要があります。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号イ）

① 産業廃棄物処分業者へ自らが運搬する場合

- 産業廃棄物の運搬の用に供する運搬車である旨の表示（文字サイズ約5cm以上）
- 氏名又は名称（文字サイズ約3cm以上）

② 産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて運搬する場合

- 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示（文字サイズ約5cm以上）
- 名称（文字サイズ約3cm以上）
- 許可番号下6桁（文字サイズ約3cm以上）



Ⅰ 産業廃棄物を運搬する場合、次の書面を携帯する必要があります

① 事業者自らが運搬する場合

- 次の事項を記載した書面
- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- 運搬する産業廃棄物の積載日、積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡

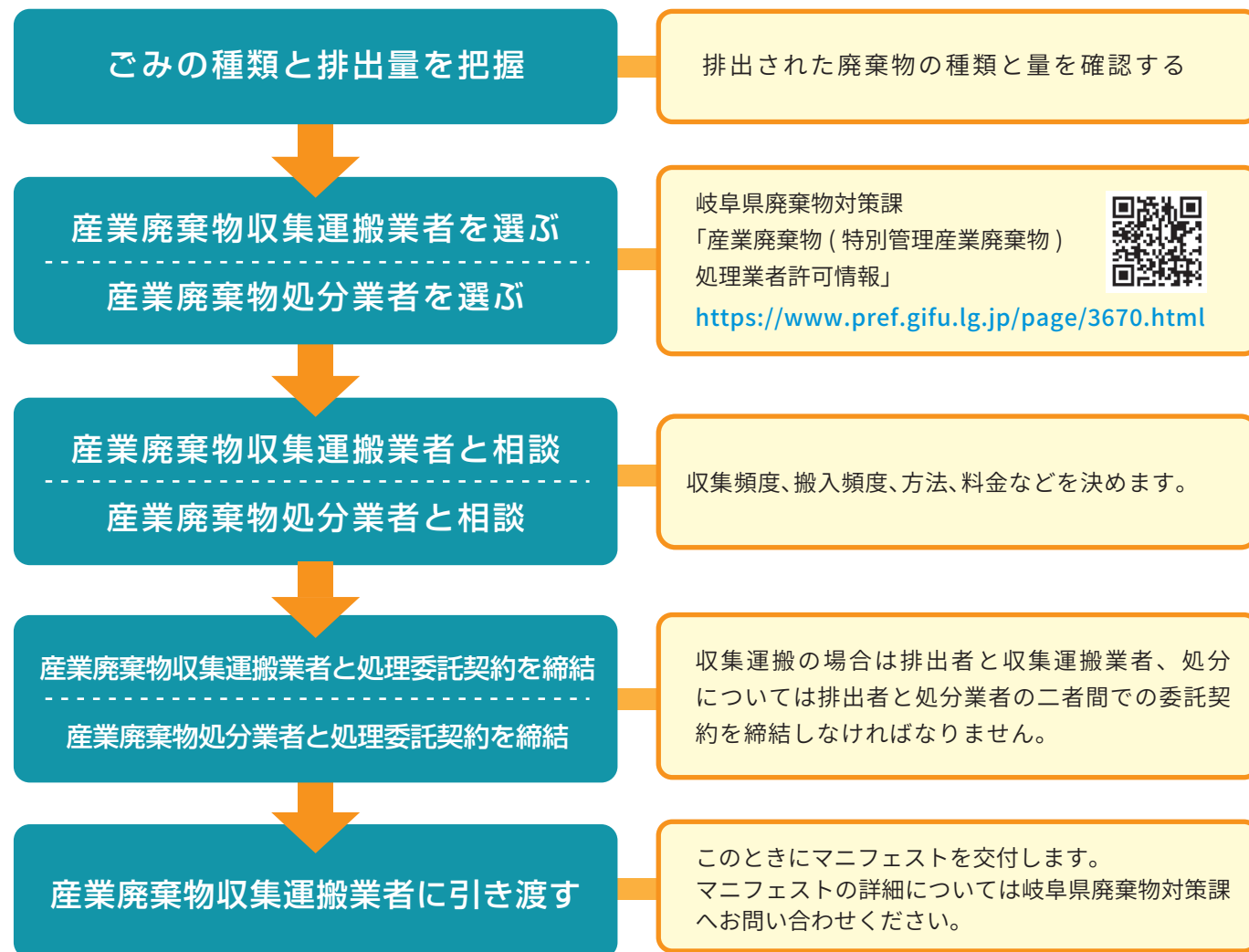
② 産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて運搬する場合

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 許可証の写し

◆ 収集運搬と処分を両方委託する場合



産業廃棄物の処理を委託する場合には、収集・運搬と処分について、それぞれ書面により契約を締結する必要があります。ただし、収集・運搬と処分を同一の業者に委託する場合は、まとめて契約することもできます。また、引渡しに当たっては、マニフェストの交付が義務付けられています。



産業廃棄物の委託時の注意点

◆ 二者間契約の遵守

収集・運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分業者と排出事業者の間で、それぞれ二者間で委託契約を締結しなければなりません。（ただし、収集運搬及び処分を行う者が同一の相手方である場合は、この限りではありません。）

◆ 必ず書面により契約

契約は必ず書面により行い、契約終了の日から5年間保存すること。
（施行令第6条の2第4号及び同6条の6第2号）

◆ 委託業者の許可証を確認

契約書には収集運搬業者及び処分業者からそれぞれ許可証の写しの添付が必要となります。
適正な処理が可能か、廃棄物の種類ごとに許可証で確認してください。

◆ 飛騨市の事業系一般廃棄物の分類と処理について



産業廃棄物は飛騨市クリーンセンター及び飛騨市リサイクルセンターで受け入れることはできません。事業者自らが産業廃棄物処理業者に引き渡す必要があります。

事業系一般廃棄物は有料で受け入れることができます。

※飛騨市廃棄物の処理と清掃に関する条例より一部引用

◆ 主な事業系一般廃棄物

可燃ごみ

生ごみ（厨芥類）、リサイクルに適さない汚れた紙くず、剪定枝



紙資源ごみ

新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック
※事業所で購読している新聞、待合所で共用する新聞、雑誌等



カン・ビン （飲料・食料用）

従業員の飲食に伴うもの、または顧客が持ち込んだ空き缶、空きビン中を洗浄し、ビンの口についているアルミを除去してあるものに限る。



ペットボトル （飲料・食料用）

従業員の飲食に伴うもの、または顧客が持ち込んだペットボトルキャップ、ラベルを外し、中身を洗浄してあるもの。また、汚れや文字等の記載がないものに限る。



資源の循環にご協力ください

事業所から出される可燃ごみの中には、リサイクルできる資源ごみ（新聞やコピー用紙、プラスチック容器包装など）が多くあります。

資源ごみはリサイクルすることができます。また、資源ごみとして分別することで、可燃ごみを減らすことができます。さらに、ペーパーレス化の推進や再利用品を積極的に利用するなどの行動も、ごみの発生抑制・資源の循環に繋がります。



事業所のみなさまのご協力をお願いします。 ※具体的な事例（P11～13）

事業系ごみの家庭系ごみとしての排出禁止



量の多寡、事業所の規模に関わらず、事業系ごみを家庭系ごみとして排出することはできません！！

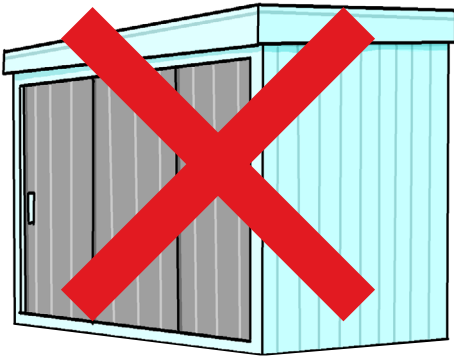
1 各地区のごみステーション、分別収集ステーションに出すことはできません。

各地区のごみステーション、分別収集ステーションは家庭系ごみを出す場所です。



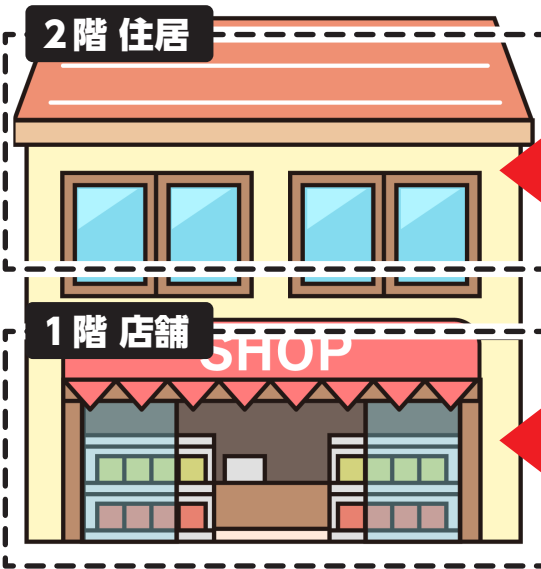
2 24時間回収ボックスへ出すことはできません。

家庭系ごみを収集するための施設です。事業所から出る、新聞・雑誌・段ボールは、古紙回収業者を通して処理してください。古紙回収業者に直接持ち込むか、古紙回収業者と契約することで事業所まで回収してもらうことも可能です。



3 店舗兼住宅の場合

住居と店舗・事務所等の事業所が同一の建物であっても、店舗の廃棄物を家庭系ごみとして排出することはできません。各々分別し、適正に処理する必要があります。



家庭系ごみ

事業系ごみ

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物を排出するときは、①一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集・運搬を委託する方法と、②事業者自身で、飛騨市クリーンセンターおよび飛騨市リサイクルセンターへ搬入する方法があります。



一般廃棄物収集運搬業許可業者

地 域	事 業 所 名	連 絡 先
古川・河合・宮川地区	有限会社 吉城環境管理センター	☎0577-73-2609
神岡地区	株式会社 神岡衛生社	☎0578-82-0337

1 一般廃棄物の収集・運搬を委託する際の流れ

- 1 事業所においてごみの種類と排出量を把握
- 2 一般廃棄物収集運搬業許可業者と相談します（地域をご確認ください。）
- 3 一般廃棄物収集運搬業許可業者と委託契約を締結
- 4 契約に基づいて、廃棄物を指定日時に、指定場所に排出する
- 5 一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集し、飛騨市クリーンセンターまたは飛騨市リサイクルセンターへ運搬します



■ 事業所ごみ減量の実践に向けた取組の例

ごみ減量の実践には、①準備、②現状を把握、③計画、④実行、⑤見直し、を繰り返しながら成果を上げていくことが大切です。

① 準備する

- ごみを減量するための「方針」を策定する。
- ごみの「管理責任者」を選任するなど、体制を整える。



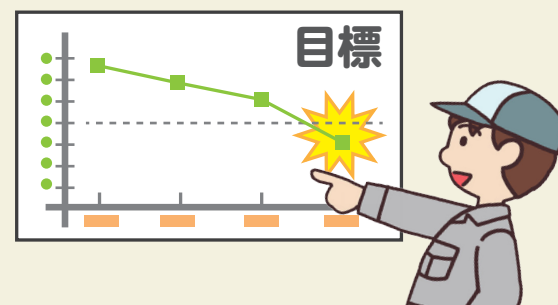
② 現状把握

- 「ごみの量と種類」、「ごみの発生源」を把握する。
 - ➡ どこで、どれくらいの量のごみが発生しているのかを調べることはごみ減量のカギとなります。
- 「ごみや資源物の行き先」を把握する。
 - ➡ 資源ごみの行き先を「見える化」することは、リサイクルの促進となります。



③ 計画を立てる

- 現状把握に基づいて、ごみの減量計画を立てる。
 - ➡ ポイント「排出量の多いごみから取り組む」「減量化やリサイクルが容易なものから取り組む」など。
- 年間の減量目標（減量率）を決める。



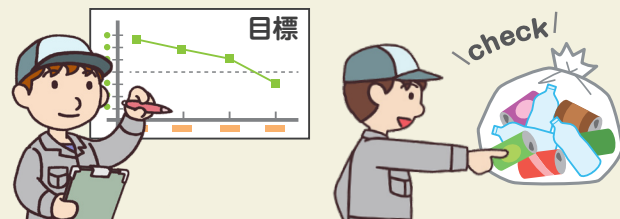
④ 実行する

- ごみの区分に応じ分別の徹底を図り、ルールに則った適切な処理を行う。
- 回覧や張り紙など、従業員への継続的な啓発を行う



⑤ 点検と改善

- 実行後は定期的に点検・見直しを行い、改善が必要な場合は、責任者を中心に改善を進めていきます。



飛騨市クリーンセンターに搬入される事業系ごみには、多くの紙類が含まれています。廃棄物として排出する前に、以下の取り組みによって、紙類の排出量を削減することが可能です。

事業所においてはすでに減量化に取り組んでいる事例もあると思いますが、改めて検討していただき、取り組みやすいことから始めてみましょう。

◆ 社内LAN・電子メール等によるペーパーレス化

- ☑ 会議では、社内LAN等を活用し、資料を共有することで紙の会議資料を少なくする。
- ☑ 社内回覧や文書等は、社内LAN等を積極的に活用する。
- ☑ ホームページでの情報提供により、対外向け印刷物の発行部数を削減する。

◆ 資料や書類の共有化・一元化

- ☑ 検討段階の文書・図面・資料等については、電子データで共有化を図り、できる限りコピー・印刷をしない。
- ☑ 連絡文書等は、回覧や掲示することで作成部数を削減する。
- ☑ 対外的なチラシ・パンフレットを作成する際は、把握した必要数をもとに作成し、必要以上に作らない。

◆ 両面印刷・コピーの励行

- ☑ 複数ページの印刷・コピーは両面印刷とし、2アップ(2イン1)機能等を活用し、印刷枚数を削減する。
- ☑ ミスコピーを予防するために、印刷前には改めてデータを確認し、コピー機使用後は必ず設定をリセットする。

◆ 不要になった紙の再使用

- ☑ 裏面が印刷されていないOA用紙は、社内文書やメモ用紙に再使用する。
- ☑ 使用済みのフラットファイルは、表紙を貼るなどして再使用する。

◆ ごみ減量化と3Rの推進について



循環型社会形成のために、以下の3つのR行動を進めましょう。



① Reduce 発生抑制

まずはごみの発生を抑え、ゴミを減らしましょう

- ・過剰包装、梱包を控え、簡易包装などを推進する。
- ・紙の節約やペーパーレス化（ITの活用）を進める。
- ・業務内容を見直し、過剰な仕入れや返品によるロスを減らす。
- ・使い捨て用品の使用を控え、詰め替え用品や、繰り返し使える食器（湯呑、箸など）を積極的に使用する。
- ・飲食店では、小盛メニューの提供など、食品ロスの削減に努める。



② Reuse 再利用

繰り返し使うことで、ゴミを減らしましょう

- ・ミスコピー紙などは、内部資料やメモ用紙などに再使用する。
- ・封筒、ファイルなどは繰り返し使用する。
- ・使用済みの封筒を加工し、社内連絡便や書類回覧に使用する。
- ・不要な事務用品、事務机などは他の部署などで再使用する。
- ・トナーカートリッジなど詰め替え可能なものはメーカー回収を行い、再使用する。
- ・リターナブルびんやデポジット制の商品を積極的に使用する。
- ・流通用梱包材や仕入れに使用する容器などは、繰り返し使用できるものを採用する。



③ Recycle 再生利用

分別して、資源化し、ごみを減らしましょう

- ・新聞、ダンボールなどの古紙類、コピー用紙などの雑紙類は可燃ごみには出さず、分別し、資源化する。
- ・事務用品など物品を購入する際は、再生品など環境に配慮したものを選ぶ。
- ・機密書類などをシュレッダー処理した紙も資源化する。
- ・缶、びん、ペットボトルなどは分別してリサイクルする。



◆ 禁止事項について



「無許可」の回収業者を利用しないでください！

全国で、無許可の回収業者による不法投棄、不適正処理および不適正な管理による火災などの事例が報告されています。

廃棄物を回収するためには、一般廃棄物と産業廃棄物の各区分に応じ、市の「一般廃棄物収集運搬業許可」または県の「産業廃棄物収集運搬業許可」が必要です。

廃棄物が不法投棄された場合には、排出者も罰則を受ける可能性があります。



「不法投棄」や「野焼き」は禁止されています！

不法投棄や野焼きについては廃棄物処理法において罰則が規定されています。



罰則

■ 5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金、又はこの併科
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14、15号）

■ 法人の場合は、3億円以下の罰金
（法人重科 第32条第1号）

■ 不法投棄とは？

※廃棄物をみだりに（正当な理由なく）投棄する行為

■ 不法投棄がもたらす問題

※不法投棄された廃棄物により土壌が汚染され、重大な環境破壊を引き起こすおそれがあります。
※不法投棄した者が特定できない場合は、その土地の所有者・管理者が自らの責任で撤去処分しなければならなくなります。土地所有者の皆さまは土地を清潔に管理し、不法投棄されにくい状況をつくりましょう。

■ 野焼きとは？

※家庭や事業活動で出たごみを野外で焼却する行為
※法定の構造基準を満たしていない焼却炉での焼却も野焼きに該当します。

■ 野焼きがもたらす問題

※プラスチック等の廃棄物を燃やすことで、健康に深刻な影響をもたらすとされているダイオキシン類の発生につながります。
※山火事や火災の原因となった事例が全国で発生しています
※煙や悪臭などが近隣の民家へ流れ、苦情が寄せられています。

廃棄物の適正な処理にご協力をお願いいたします。

◆ 事業系ごみ処理ガイドブック

編集・発行

飛騨市役所 環境水道部環境課

〒509-4292

飛騨市古川町本町 2 番 22 号

TEL : 0577-73-7482 FAX : 0577-73-7500

令和 8 年 3 月発行